

○大台町施工体制確認型総合評価審査会設置要領

令和4年3月31日告示第92号

大台町施工体制確認型総合評価審査会設置要領

(目的)

**第1条** 大台町総合評価方式実施要領（令和4年大台町告示第90号。以下「実施要領」という。）

第6条の規定に基づき審査等を行うため、大台町施工体制確認型総合評価審査会（以下「施工体制確認審査会」という。）を設置する。

(所掌事務)

**第2条** 施工体制確認審査会は、大台町建設工事等総合評価方式技術審査会設置要領（以下「技術審査会設置要領」という。）第4条に基づき意見を求められたときは、必要な審査を行い、書面によって意見を通知するものとする。

(組織)

**第3条** 施工体制確認審査会は、次の委員をもって構成する。

- 2 委員は、大台町発注工事等指名審査委員をもって充てる。
- 3 委員長は、大台町発注工事等指名審査委員長をもって充てる。
- 4 委員長は、必要に応じ工事執行機関並びに学識経験者の出席を求めることができる。

(運営)

**第4条** 委員長は会議を総括し、委員長に事故等があるときは委員の中から互選したのものをもって、その職務を代理する。

(会議)

**第5条** 施工体制確認審査会は、技術審査会設置要領第4条による意見を求められた場合に、委員長が招集するものとする。

- 2 施工体制確認審査会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開催することができない。

(守秘義務)

**第6条** 委員は、職務上知り得た情報を漏らしてはならない。委員の職を退いた後も同様とする。

(事務局)

**第7条** 施工体制確認審査会の事務局は、総務課に置く。

(その他)

**第8条** この要領に定めるもののほか、施行体制確認審査会の運営に関し必要な事項は、委員長が施工体制確認審査会に諮って定める。

2 必要な様式は、三重県総合評価方式の運用ガイドラインを準用する。

**附 則**

この要領は、令和4年4月1日から施行する。